2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第十四条の十一の二十七第三号及び第十四条の十一の二十八第三号	預金保険法第五十三条	貯金保険法第五十五条
［略］		
第三十四条の五十三の十二第三号及び第三十四条の五十三の十五第三号	預金保険法第五十三条	貯金保険法第五十五条
［略］		

別紙様式第四号（第11条第３項第19号関係）

29.7cm以上

業　務　代　理　組　合　認　可　票

（所属農林中央金庫等の名称）代理事業

〔農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第３項の認可に係る業務の代理〕

20cm以上

認可番号　金　融　庁　長　官　（　）第　　号

（財務（支）局長）

農　林　水　産　大　臣　（　）第　　号

（業務代理組合の名称）

（所属農林中央金庫等の名称）

2　［同上］

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第十四条の十一の二十七第一項第三号及び第十四条の十一の二十八第一項第三号	預金保険法第五十三条	貯金保険法第五十五条
［同上］		
第三十四条の五十三の十二第一項第三号及び第三十四条の五十三の十五第一項第三号	預金保険法第五十三条	貯金保険法第五十五条
［同上］		

別紙様式第四号（第11条第３項第19号関係）

30cm以上

業　務　代　理　組　合　認　可　票

（所属農林中央金庫等の名称）代理事業

〔農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第３項の認可に係る業務の代理〕

20cm以上

認可番号　金　融　庁　長　官　（　）第　　号

（財務（支）局長）

農　林　水　産　大　臣　（　）第　　号

（業務代理組合の名称）

（所属農林中央金庫等の名称）

備考　表中の［　］の記載は注記である。